

景観重要建造物 評価シート(案)

名称	
所在地	
所有者	

評価指標

評価項目	指標	評価	理由
応募内容	①応募対象が建造物であること		
	②応募者情報について、氏名・住所・連絡先が記載されていること(匿名不可)		
	③応募理由について、具体的な理由に基づき、400字程度記載されていること		
視認性	①道路その他の公共の場所から望見できる		
自然・歴史・文化への寄与	①市内の指定・登録文化財に該当するもの		
	③自然・田園に関する景観特性を有するもの		
	④歴史的・文化的・芸術的な建築様式やデザインを有するもの		
	⑤歴史・文化・芸術等についてメディア等でとりあげられたもの		
地域への貢献性	①地域の顔・シンボルとして特に優れた特徴を有するもの		
	②住民や利用者に広く親しまれているもの		
景観資源としての特徴	①周辺景観と調和しているもの		

備考

--

確認方法・確認理由・評価参照元	
・本事業は、建造物を対象としていることから、建造物として認知できないようなものは対象外とする。(ゴミ箱など) ・他自治体の事例では、建物以外に噴水、築地堀、銅像、SL模型、造船場クレーン等も建造物として指定されている。	
・本事業は船橋市の景観重要な建造物等を景観重要建造物に指定し、良好な景観を形成することが目的であること、また、指定後は所有者に対し、管理義務・現状変更の制限などを課すものであり、その重要性から応募・指定の経緯は明確にする必要があるため。	
・同上。 ※応募理由に補足が必要な場合、ヒアリングを行う。	
・所有者その他限定された者しか見れない場所(私有地、有料施設等)でないこと ・建造物の全てが遮蔽物で隠れていないこと。神社の境内など開放された場所は公共の場所に含まれる(H27第6回景観審議会)。※有料施設であっても公共の場所から望見できれば指定可能	景観計画P67「景観重要建造物の指定の方針」 景観法施行規則第6条第2項 景観法運用指針P29「①基本的考え方」
・文化課の「指定文化財一覧」「登録文化財一覧」に記載されている又は指定・登録予定であること。ただし、文化財保護法に規定する国宝、重要文化財等に指定されたものは景観重要建造物には指定できない。(法第19条第3項)	景観計画P67「景観重要建造物の指定の方針」 景観法運用指針P29「①基本的考え方」
・(市街化区域の場合)景観区域の「みどりの景観」「水辺景観」と一体となっていること ・(市街化調整区域の場合)景観計画の「田園の景観」の特性と一体となっていること	景観計画P68「景観重要樹木の指定の方針」 景観計画P22～25「自然・田園の景観」 景観計画P48～50「景観形成の配慮事項」
・形態意匠に一定の様式美がある、地域の歴史や文化が形態意匠に色濃く現れている等の特徴があること ※建造物自体の歴史的価値は問わないため、歴史的建築様式を継承した新しい建造物でも指定可能。 ・著名人との関わり等があること ・再現が容易でない希少なもの	景観計画P67「景観重要建造物の指定の方針」 景観法運用指針P29「①基本的考え方」 景観計画P34「歴史・文化景観」 他市事例
・市の広報物(「船橋市景観80選」等)やテレビ・新聞・SNS等で大々的にとりあげられた実績があること。	他市事例
・その地域の暮らしの記憶を伝える景観資源であること ・地域固有の社会経済活動や生業、風習などに寄与していること ※歴史的でなくとも、地域のシンボルとなる特徴的な建築物などは対象となる。	景観計画P67「景観重要建造物の指定の方針」 景観計画P26「都市活動が創り出す都市の景観」 他市事例
・町会や学校など大きなコミュニティに親しまれていること ・街角やアイストップに位置する、など地区レベルの景観形成において重要な位置にあるもの ・イベントに利用されている、地域住民固有の呼称がある、など地域のランドマークとなっているもの	景観計画P67「景観重要建造物の指定の方針」 景観法運用指針P29「①基本的考え方」 他市事例
・景観計画で定める配慮事項に適合していること ※特徴的な建造物であっても、配慮事項を著しく満たしていない場合(マンセル値オーバー等)は要検証	景観計画P67「景観重要建造物の指定の方針」 景観計画P48～66「配慮事項・景観形成基準」

景観重要樹木 評価シート(案)

名称	
所在地	
所有者	

評価指標

評価項目	指標	評価	理由
応募内容	①応募対象が樹木であること		
	②応募者情報について、氏名・住所・連絡先が記載されていること(匿名不可)		
	③応募理由について、具体的な理由に基づき、400字程度記載されていること		
視認性	①道路その他の公共の場所から望見できる		
自然・歴史・文化への寄与	①市内の指定・登録文化財に該当するもの		
	②「保存樹木等」「指定樹木等」に該当するもの		
	③自然・田園に関する景観特性を有するもの		
	④歴史的・文化的な特性が表れたもの		
	⑤歴史・文化等についてメディア等でとりあげられたもの		
地域への貢献性	①地域の顔・シンボルとして特徴的な樹容や優れた樹姿を有するもの		
	②住民や利用者に広く親しまれているもの		

備考

確認方法・確認理由・評価参照元	
・本事業は、樹木を対象としていることからそれ以外の植物(花、雑草、枯れ木等)は対象とはならない。 ・国土技術総合研究所の景観重要樹木のタイプ区分で示されるような樹木であることが望ましい。	
・本事業は船橋市の景観上重要な建造物等を景観重要建造物に指定し、良好な景観を形成することが目的であること、また、指定後は所有者に対し、管理義務・現状変更の制限などを課すものであり、その重要性から応募・指定の経緯は明確にする必要がある。	
・理由は同上 ※応募理由に補足が必要な場合、ヒアリングを行う。	
・所有者その他限定された者しか見れない場所(私有地、有料施設等)でないこと ・樹木の全てが遮蔽物で隠れていないこと。神社の境内など開放された場所は公共の場所に含まれる(H27第6回景観審議会)。※有料施設であっても公共の場所から望見できれば指定可能。・	景観計画P68「景観重要樹木の指定の方針」 景観法施行規則第6条第2項 景観法運用指針P33「①基本的考え方」
・文化課の「指定文化財一覧」「登録文化財一覧」(天然記念物)に記載されている又は指定・登録予定であること。ただし、文化財保護法に規定する特別史跡名勝天然記念物等に指定されたものは景観重要樹木には指定できない。(法第28条第3項)	景観計画P68「景観重要樹木の指定の方針」 景観法運用指針P33「①基本的考え方」
・「船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例」に基づく「保存樹木等」「指定樹木等」又はそれに相当するもの	景観計画P68「景観重要樹木の指定の方針」 船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例施行規則
・(市街化区域の場合)景観計画の「みどりの景観」「水辺景観」と一体となっていること ・(市街化調整区域の場合)景観計画の「田園の景観」の特性と一体となっていること 上記と併せて自然・田園系地域の配慮事項のうち樹姿・樹勢に関する事項を満たすこと	景観計画P68「景観重要樹木の指定の方針」 景観計画P22～25「自然・田園の景観」 景観計画P48～50「景観形成の配慮事項」
・樹齢を重ねた巨樹や古木・昔からの言い伝えがある等地域の歴史文化やくらしと密接な関わりがあるもの ・過去の街道筋や海岸線の名残を残す並木や御神木・社寺林・屋敷林等、学校の記念樹、公園の緑陰樹等 ・著名人との関わり等があるもの	景観計画P68「景観重要樹木の指定の方針」 国土技術総合研究所解説P11「タイプ区分」 景観計画P34「歴史・文化の景観」 他市事例
・市の広報物(「船橋市景観80選」等)やテレビ・新聞・SNS等で大々的にとりあげられた実績があること。	他市事例
・その地域の暮らしの記憶を伝える景観資源であること ・地域固有の社会経済活動や生業、風習などに寄与していること ※歴史的でなくとも、地域のシンボルとなる巨木などは対象となる。	景観計画P68「景観重要樹木の指定の方針」 景観計画P26「都市活動が創り出す都市の景観」 景観法運用指針P33「①基本的考え方」 他市事例
・町会や学校など大きなコミュニティに親しまれていること ・街角やアイストップに位置する、など地区レベルの景観形成において重要な位置にあるもの ・イベントに利用されている、地域住民固有の呼称がある、など地域のランドマークとなっているもの	景観計画P68「景観重要樹木の指定の方針」 景観法運用指針P33「①基本的考え方」 他市事例